

答申 情第58号

平成30年6月27日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年12月8日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案  
について、別紙のとおり答申します。

以 上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年7月21日付け地保第23号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

## 2 審査請求の経緯

- (1)平成29年7月11日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「相模原市内の全ての病院名、各病院の基準病床数、既存病床数」及び「基準をオーバーしたことにより保険の適用が取り消されたすべての病院名及び時期」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「相模原市内の全ての病院名」については、「相模原市内病院一覧（平成29年6月30日現在）」を対象公文書と特定し、全部公開の決定とし、「相模原市内の各病院の基準病床数、既存病床数」及び「基準をオーバーしたことにより保険の適用が取り消されたすべての病院名及び時期」については、基準病床数、既存病床数は、二次保健医療圏ごとに算出されており、病院ごとの基準病床数、既存病床数は存在しないため、また、本市では、保険医療機関の指定に係る事務を行っていないため、当該公文書は、作成、取得しておらず存在しないためとして、平成29年7月21日付けでそれぞれの本件処分を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開）決定通知書及び公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3)平成29年10月10日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年12月8日、当審査会に対し条例第17条第1項の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1)「病院ごとの基準病床数、既存病床数は存在しない」とのことであるが、以前情報公開では基準病床数総計が公開されている。総計が分かるならば個別のデータがなければ出ないであろう。
- (2)神奈川県ホームページには、病床機能報告制度により病床の状況が公表されており、市内の各病院より報告されたものを相模原市保健所でまとめて県に報告するものと思う。各病院の病床数も細かく報告され、これに基準病床数を重ねればどの病院が基準病床数を超えて違反をしているか分かるはずである。

分かったならば保健所は該当病院を指導して基準数に是正させなければいけない。これらの資料より存在しないと言う回答はおかしいのではないか。

#### 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 基準病床数に関する事項は、医療法の規定により都道府県が都道府県の医療計画において定めるものであり、神奈川県の場合は「神奈川県保健医療計画」の中で二次保健医療圏ごとに算定されている。

基準病床数の算定は、国が示した算定式に基づいて行われていると承知しているが、病院ごとの基準病床数という考え方は存在しないものと認識している。

また、既存病床数は、開設許可(増床を含む)を行う際に基準病床数と比較するものであるが、神奈川県による算定において、一定の補正を行っており、病院ごとの病床数を単に集計したものではないと認識している。

よって、本市では、基準病床数及び既存病床数の算出に係る公文書を作成及び取得していないため、存在しない。

- (2) 本市では、保険医療機関の指定に係る事務を行っていないため、保険の適用に係る公文書は、作成、取得しておらず存在しない。

#### 5 審査会の判断

- (1) 基準病床数及び既存病床数の算出について

医療法第30条の4第1項の規定により、神奈川県は、県における医療提供体制の確保を図るための計画として神奈川県保健医療計画(以下「保健医療計画」という。)を定め、その中で健康づくりから疾病の予防、治療、社会復帰までの総合的な保健医療体制を整備するための地域的単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定している。

基準病床数は、病床を整備するための目標であるとともに、基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準となっている。保健医療計画では、医療法第30条の4第2項に基づき、国の定める算定方法により、療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床、結核病床はそれぞれ県全域を範囲として基準病床数が定まっている。

神奈川県は、保健医療計画において、相模原市域を圏域とする基準病床数を公表している。基準病床数は、一定の算出式にしたがって算出されており、病院ごとに算出されたものを積み上げるものとはなっていない。

また、基準病床数が既存病床数を上回っている場合は、その差の分だけ、

病床を公募して配分する。基準病床数が既存病床数を下回っている場合は、長期間使用していない病床があるならば事情聴取をして、正当な理由がなければ病床の返還を求めることができる規定になっている。

(2) 保険医療機関の指定について

保険医療機関の指定に関する事務は、神奈川県内においては厚生労働省関東信越厚生局神奈川事務所が管轄となっており、市が実施する事務とはなっていない。

(3) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、基準病床数、既存病床数は、二次保健医療圏ごとに算出されており、病院ごとの基準病床数、既存病床数は存在しないため、不存在の決定を行ったと説明している。

病院ごとの基準病床数が存在しないことから、その存在を前提とした「病院ごとに基準をオーバー」することも想定されず、該当する情報が存在しないことは明らかである。

したがって、本件申立文書は存在しないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月 8日	実施機関からの諮問
平成30年 4月 6日	審議 実施機関からの意見聴取
平成30年 5月30日	審議 審査請求人の意見陳述

第2部会委員 高佐 智美  
村山 貴子  
安永 佳代